

職業紹介事業の許可基準等の改正について

1. 改正の概要

- 職業紹介事業の許可基準のうち、国外にわたる職業紹介に関する要件について、以下のとおり追加等を行う。
 - ・ 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、職業安定法第 32 条の 12 第 1 項の規定により取扱職種の種類等として届け出た国以外を相手先国として職業紹介を行うものでないこと（現行）
 - ・ 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）その他の出入国関係法令及び相手先国の法令を遵守して職業紹介を行うものであること（現行）
 - ・ 国外にわたる職業紹介を行うに当たっては、求職者に渡航費用その他の金銭を貸し付け、又は求人者がそれらの金銭を貸し付けた求職者に対して職業紹介を行うものでないこと（現行）
 - ・ 国外にわたる職業紹介を行うに当たり、取次機関を利用するときは、次に該当する取次機関を利用するものでないこと
 - ▶ 相手先国において活動を認められていないもの（現行）
 - ▶ 職業紹介に関し、保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、求職者の金銭その他の財産を管理し、職業紹介に関する契約に係る違約金その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結し、又は求職者に対して渡航費用その他の金銭を貸し付けるもの（追加）
 - ・ 職業紹介に関し、求職者が他者に保証金の徴収その他名目のいかなを問わず、金銭その他の財産を管理され、又は他者が求職者との間で職業紹介に関する契約に係る違約金その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結していることを認識して、当該求職者に対して職業紹介を行うものでないこと（追加）
- これらの要件については、職業紹介事業の許可に当たり、許可の条件として付すこととする。

2. 適用期日

平成 31 年 4 月 1 日（予定）